

2 - 2 分収造林

単位(面積:ha)

年 森 林 管 理 次 署	総 数		設定区部分林		旧償部分林		学校分収造林	
	契約件数	面積	契約件数	面積	契約件数	面積	契約件数	面積
平成 21 年 3 月 31 日	831	7,531	-	-	-	-	152	342
平成 22 年 3 月 31 日	830	7,390	-	-	-	-	151	339
平成 23 年 3 月 31 日	838	7,387	-	-	-	-	147	331
平成 24 年 3 月 31 日	845	7,443	-	-	-	-	145	326
平成 25 年 3 月 31 日	833	7,449	-	-	-	-	140	320
石狩	31	127	-	-	-	-	9	19
空知	66	625	-	-	-	-	4	7
(北空知)	22	81	-	-	-	-	11	20
胆振東部	16	81	-	-	-	-	2	11
日高北部	14	37	-	-	-	-	5	5
日高南部	9	23	-	-	-	-	2	1
留萌北部	41	394	-	-	-	-	5	12
留萌南部	120	540	-	-	-	-	5	7
上川北部	49	678	-	-	-	-	15	57
宗谷	129	1,892	-	-	-	-	1	6
上川中部	21	180	-	-	-	-	5	10
上川南部	28	370	-	-	-	-	9	19
網走西部	21	126	-	-	-	-	9	21
(西紋別)	19	134	-	-	-	-	7	16
網走中部	55	448	-	-	-	-	18	45
網走南部	37	345	-	-	-	-	5	14
根釧西部	29	182	-	-	-	-	10	22
根釧東部	13	204	-	-	-	-	2	2
十勝東部	32	424	-	-	-	-	6	6
十勝西部	7	88	-	-	-	-	2	3
(東大雪)	10	197	-	-	-	-	1	0
後志	4	7	-	-	-	-	-	-
檜山	42	107	-	-	-	-	7	16
渡島	18	156	-	-	-	-	-	-

1 本表は、分収造林台帳より作成した。

2 設定区部分林は、部分林が多数複雑に存在する地方で、地域を特定してその設定を認めたものである。(明治38年)

3 旧償部分林は、旧国有林野法施行当時、既に国有林野についての収益権利を有していた部分林を、国有林野法によって部分林とみなしたものである。(明治32年)

2 - 2 分収造林

単位(面積:ha)

年 森 林 管 理 次 署	各種記念分収造林		林業構造改善分収造林		山村振興分収造林		一般分収造林	
	契約件数	面積	契約件数	面積	契約件数	面積	契約件数	面積
平成 21 年 3 月 31 日	198	1,964	21	619	8	93	452	4,512
平成 22 年 3 月 31 日	197	1,968	16	495	8	93	458	4,495
平成 23 年 3 月 31 日	211	2,053	13	431	8	93	459	4,478
平成 24 年 3 月 31 日	218	2,124	13	431	8	93	461	4,470
平成 25 年 3 月 31 日	215	2,140	14	431	8	93	456	4,464
石狩	9	56	-	-	-	-	13	52
空知	28	323	-	-	-	-	34	296
(北空知)	4	30	-	-	-	-	7	31
胆振東部	2	17	-	-	-	-	12	53
日高北部	3	8	-	-	-	-	6	25
日高南部	4	5	-	-	-	-	3	17
留萌北部	15	168	-	-	-	-	21	215
留萌南部	16	216	-	-	-	-	99	317
上川北部	16	335	-	-	-	-	18	286
宗谷	33	351	3	240	7	87	85	1,208
上川中部	5	36	-	-	1	6	10	127
上川南部	7	59	-	-	-	-	12	292
網走西部	5	55	-	-	-	-	7	50
(西紋別)	4	45	1	26	-	-	7	47
網走中部	12	75	8	151	-	-	17	178
網走南部	17	160	1	10	-	-	14	161
根釧西部	3	52	-	-	-	-	16	109
根釧東部	6	26	-	-	-	-	5	176
十勝東部	8	62	-	-	-	-	18	356
十勝西部	1	5	-	-	-	-	4	80
(東大雪)	1	12	-	-	-	-	8	185
後志	-	-	-	-	-	-	4	7
檜山	10	24	1	5	-	-	24	62
渡島	6	21	-	-	-	-	12	135

1 本表は、分収造林台帳より作成した。

2 設定区部分林は、部分林が多数複雑に存在する地方で、地域を特定してその設定を認めたものである。(明治38年)

3 旧償部分林は、旧国有林野法施行当時、既に国有林野についての収益権利を有していた部分林を、国有林野法によって部分林とみなしたものである。(明治32年)